## ローム記念館劇場空間使用料

2019年9月30日改正

- 1 原則として学外団体、営利行為、商業目的の使用は認めない。
- 2 法人及び法人内各学校、ローム記念館プロジェクト、学内(団体)並びにローム記念館運営委員会が許可した学外団体、企業にのみ使用を認める。
- 3 劇場空間等の使用申請は、使用当日の3ヵ月前から大学京田辺校地総務課に て受付ける。
- 4 学外団体、企業の使用を認める場合は、別表に定める使用料を徴収する。なお、法人及び法人内各学校、ローム記念館プロジェクト、学内団体、教職員、学生・生徒・児童・園児並びにローム記念館運営委員会が特に認めた学外団体、企業の場合は、使用料は徴収しない。
- 5 この使用料の改廃は、ローム記念館運営委員会が行う。

## 附 則

この使用料は、2019年10月1日から施行する。

別表	劇場空間使用料	· (消費税・	水光熱費込)
ער נינו		(10 🖯 17)	71 <b>\</b> 71.700 Q X \ 7.70

	平日	日・祝及び大学	備考
		休業日	
	9 時~12 時	同左	
	13 時~16 時	同左	
基本料金	<b>*</b> 1 000 H	71 F00 III	
(3時間)	51,000 円	71,500 円	
以降1時間ごとの	10 200 ⊞	14 200 ⊞	
追加料金	10,200 円	14,300 円	
16 時以降 1 時間	12 200 ⊞	14 200 ⊞	
ごとの追加料金	13,300 円	14,300 円	

- (1) 劇場空間のマルチビジョン、大型スクリーン等マルチメディア関連機器の使用料は、上記料金に含む。
- (2) その他特別な場合の使用料は、ローム記念館運営委員会が決定する。